

●緊急特集——二〇〇四年・年金改革／第一弾／●

二〇〇四年・年金改革法をどう見るか

国学院大学経済学部教授 小越 洋之助

はじめに

二〇〇四年二月一〇日に閣議決定され、国会に提出された年金改革法案（「年金制度改革関連法案」）は、日本の年金制度のあり方に対する国民の強い関心を喚起することになった。年金保険料の用途や国会議員の年金未納問題が大きな話題となり、国民世論はグリーンピアなどへの冗費・社会保障庁による年金保険料の不正流用問題に怒り、国会議員の加入歴の公開・未納閣僚の辞任の世論が起こり、この法案の廃案を求める労働運動、年金

者の運動も高揚した。

その間、自民党、公明党、民主党による「三党合意」（同年五月六日。法案を衆議院通過させ、「一元化」を含めた抜本的見直しを含め〇七年三月までに結論を得るとして、そのための協議会を設置すること）への批判が高まり、野党内でも、民主党執行部の交代、民主党の当初の方針の転換による民主、共産、社民三野党による廃案を求めた結束、と政局はめまぐるしく動いた。未納問題は小泉首相、閣僚の一部、公明党執行部などをはじめとする与党議員、民主党議員などにも広がり、ジャーナリズムでも大々的に取り上げら

れた。

ところが、この法案は、国民への十分な内容説明や国会での制度本体での十分な論議が尽くされず、中央公聴会の実施、全野党への質問時間の保障などの手順・審議をも経ないまま、〇四年六月五日の参議院本会議で与党（自民、公明）の賛成多数で可決された。この時期の世論調査では、国民は「国会議員の納入状況の公表」（八一％）を求め、「今国会での成立を見送るべき」（六八％）（JNN世論調査）、「法案は成立させるべきではない」（『朝日新聞』〇四年五月一七日）など、法案成立に反対していた。

しかも改革法成立後でも、大部分の国民は納得しているとはいえない状況にある、それは、年金改革法成立直後から「暫定改革」「欠陥法」として早晩見直されざるをえないという強い批判があることにおいても明らかであろう。

この「緊急特集」においては、筆者がかねてから考えている今回の年金改革法の問題点の断面を指摘したい。

一 「保険料固定方式」

—負担増加の方式

1 「百年安心」論とその前提条件

今回の年金改革は高齢化・少子化を理由に、年金財政という視点だけから、厚生労働省主導で行われたものであることは明らかであろう。いかなれば年金制度の担い手である国民不在の改革であり、国民の生活の現実を無視した改革である。それを象徴するのは「保険料固定方式」「マクロ経済スライド」なる言葉であらわされる保険料負担引き上げと年金給付水準の引き下げを、毎年毎年、国会審議なしに行えるという制度である。

与党に参加している公明党は、これを「百年安心」の制度だと宣伝した。しかし、制度の内容・国会審議の経過のなかで、その実像が明らかになった。

今回の年金改革法では、厚生労働省という官僚組織主導によるシミュレーションがベースとなっている。社会保障審議会は、その政策の合意づくりの組織であった。

そのシミュレーションでは〇八年以降、名目賃金上昇率二・一％、物価上昇率一・〇％（実質賃金上昇率一・一％）、積立金の実質運用利回り目標一・一％（名目運用利回り二・二％）、マイナス名目賃金上昇率（二・一％）を想定し、さらに出生率については、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果『日本の将来推計人口』平成一四年一月推計）に依拠して、それが長期的に（二〇五〇年）一・三九に改善すること（基準ケース…中位推計）を前提としている。少子化改善ケース（二〇五〇年一・五二）、低位推計（一・一〇）も試算したが、基準はあくまでも中位推計である。

ここで前提とした賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り、出生率の将来推計などは、いずれも仮定であって、今後の経済情勢・経

済運営によってはそれらの仮定は大きく変動する可能性がある。その推計をベースとして策定された改革法により「百年安心」論が展開されたのである。

2 「保険料固定方式」の特徴

〇二年二月五日、厚生労働省は『年金改革の骨子に関する方向性と論点』を発表している。これによれば、保険料固定方式とは、「最終的な保険料率を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込む」（方式）と定義している。これによれば、この用語は最終保険料の「固定化」だけでなく、給付の自動調整メカニズムを含んだ言葉である。以下、厚生年金についてみてみたい。

◆……厚生年金保険料のケース

厚生年金保険料は、〇三年段階において総報酬ベースで一三・五八％（労使折半）であったが、法案の前提となった厚生労働省案は、〇四年一〇月から毎年〇・三五四％（本

人〇・一七七％)引き上げて年収の二〇％で固定するというもので、保険料の固定時期は二〇二二年とされていた。

この案は、その後の財界からの批判を受けた後の与党(自民党・公明党)合意では、二〇〇四年一月から毎年〇・三五四％引き上げを行い、二〇一七年度以降一・八・三〇％で固定すると修正され、改革法となった。

以上の「保険料固定方式」による保険料の段階的継続的増加は、国民には大変な負担である。ちなみに、厚生年金の場合、民間企業被用者の平均年収を五七〇万円とした場合、賞与部分を含めると、被用者負担分だけで年に約一百万円ずつ増加する。つまり、〇四年プラス一百万円、〇五年プラス二百万円、〇六年プラス三百万円という具合で、現行の(年間)三八万七〇三〇円の負担が二〇一七年度には五二万二五五〇円と、一四年間の負担増加だけの累計では、(年間)一三万四五二〇円の負担増となる。本人負担は実質一・三五倍の引き上げである。また、年収による保険料負担の実額格差も大きい。

筆者の計算では、年収七八〇万円の被用者は、二〇〇四年度(年額)五二万九六二〇円の負担であるが、二〇一七年には七十一万三七

〇〇円と、年間一八万四〇八〇円増加する。年収九三六万円の被用者は、六三万五五四四円から八五万六四四〇円と、年間二二万八九六円増加する。大まかにいえば、年収七〇〇万円台で月六万円台、年収九〇〇万円台で月七万円台が、年金保険料だけで賃金から控除される。

このような高額な保険料負担は、被用者(労働者)はもちろん、企業にも影響する。

厚生年金保険料は現在では労使折半であるが、賃金労働者を多く抱える企業では事業主負担も増加するから、保険料負担軽減を目的に厚生年金適用事業所から脱退する企業、保険料引き上げを理由に賃金を引き下げる企業、あるいは正社員雇用を回避して、非正規雇用への転換を図る企業が増大する可能性がある。現在、進行している非正規雇用の激増にさらに拍車がかかる可能性が、この年金改革によって増大するおそれがある。

「二〇一七年度まで」と、言葉では簡単にいえるが、現在(〇四年度)から一四年間、毎年毎年保険料が引き上げられ、その水準が高額になることに、本当に国民は耐えられるであろうか。しかも、この負担の担い手には、後述のように貧困者、低所得者が滞留す

る国民年金制度の適用者をも含むのである。このような負担の方式は、机上の計算ではできるが、負担する国民という主体からみれば人間の生存の危機それ自体が問題となる。しかも、「予測」は、実現できる保障を約束しない仮定にもとづいている。その仮定が計算どおりに実行できるというならば、仮定を実行する措置を確認すべきであろう。

たとえば、賃金上昇率が今後二・一％上昇するということならば、自民党・公明党は、春闘の相場形成力のあるトヨタ自動車に対して、現在のような賃金抑制などせず、最低でも毎年の賃金を二・一％上昇させる、という約束をさせることができるであろうか。また、問題になっている出生率については、長期的に一・三九までに回復するためにどのような措置をすべきかを、具体的に明示すべきである。

現在進行している公的保育の民営化、保育士の雇用不安と賃金の引き下げは、「育児支援」と明らかに逆行する政策である。

中小企業の経営環境の改善、地域の消費需要の回復、完全失業率や非正規雇用の激増への歯止め、若年フリーターの地位の向上など、総賃金を増やす方策としてやるべきこと

はたくさんある。そのような措置を行わなければ、この改革法が予定した前提自体が崩壊する。そのなかで、なお改革法の基本骨格が変更されなければ、残るものは国家による国民大衆への大収奪だけである。これを「百年安心」などと吹聴してきた政党の本質が問われているといえよう。

◆……国民年金保険料のケース

国民年金の場合どうか。与党合意・改革法はこれを毎年二八〇円（年間毎年三三六〇円）上げて、二〇一七年度で固定し、最終保険料一・六九〇〇円とする、とした。

〇四年基準で二〇一七年度では、毎年の負担増加は一人当たり月額三三六〇円、夫婦で月額六七二〇円となる。年額では一人当たり四万三二〇〇円の増加であり、夫婦では年間八万六四〇〇円の増加である。国民年金制度には多くの無所得者、低所得者が滞留している。現状の月一万三三〇〇円でも支払えない層が多く、したがって免除者・未納者・滞納者の増加による年金空洞化が叫ばれている。国民年金は制度上では個人単位であるから、自営業者の場合、家族従事者を含めれば、その二倍、三倍を納付しなければならない。一

人一万六九〇〇円は、三人分を合計すれば、いままでは一ヶ月三万九九〇〇円支払っていたのが、今度は月五万七〇〇円、年額六〇万八四〇〇円も支払う計算になるのである。月あたり一万八〇〇円の増加である。

以上の「保険料固定方式」は、上限の「固定」であるはずであるが、実は上限の固定をも約束していなかった。今回の改革法では、^{手取り賃金}賃金の上昇があれば、保険料は上限を超えて上昇させることが可能である。国会審議のなかで、そのことが暴露された。

国民年金保険料の例でいえば、賃金上昇率二・一％では二〇一七年度で二万八六〇円、二〇二七年度二万五八〇円、二〇三七年度で三万一六〇〇円に上昇する。〇四年五月一日、参議院本会議において日本共産党の小池晃政策委員長が質したのに対して、「保険料は固定」水準の上限を超えて上昇すること、また、「給付水準五〇％の維持」は五〇％以下になること、つまり両方が偽りであることを、坂口厚生労働相がこれを認めたのである。ここでの「保険料に上限」の主張は明らかに欺瞞である。

現実には、今回の改革法には「保険料改定率は、平成一七年度については一とし、毎年

度、当該年度の前年度の保険料改定率に名目賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定すること」〔改正法案要綱（国民年金）保険料額に関する事項②〕として、毎年度名目賃金が増えれば、保険料上限が引き上げられる仕組みが組み込まれているのである。

三 「マクロ経済スライド」

——給付水準切り下げの手法

1 「マクロ経済スライド」とは何か

年金給付額削減として新たに考案されたのは、「マクロ経済スライド」という方式である。さきの厚生労働省案では「マクロ経済スライド」なるものは、表1の算定式による、としている。

この考えによれば、年金改定においては、総賃金の動向が影響する。総賃金とは一人当たり賃金（名目手取り賃金）と労働力人口（被保険者数）の積である。それは、春闘におけるベースアップにたとえればわかりやすい。

べアは企業内の賃金原資の引き上げで、べア原資は一人当たり平均賃金×労働者数とな

表1

新規裁定者の年金改定率：手取り賃金の伸び率－スライド調整率
既裁定者の改定率：物価の伸び率－スライド調整率
スライド調整率＝1人当たり賃金上昇率（手取りベース）－総賃金の伸び率（手取りベース）

る。これとのアナロジーで、「総賃金」とは社会全体の年金原資と置き換えれば、年金支払い総額としての「バイ」の大きさである。

保険料の負担総額は、この総賃金（バイの大きさ）の変動を反映する。すなわち、（名目）手取り賃金の変動と、少子化や高齢化でバイの伸び率が縮小するので、その分を「スライド調整」する、というのが、その理屈である。（総賃金の伸び率＝一人あたりの賃金の上昇率マイナス労働力人口（被保険者数）の変動率）

上記算定式における変動率が「スライド調整率」に該当する。

マクロ経済スライド方式では、平均賃金

（受給者は消費者物価）が上昇しても、年金の支え手（労働力人口）が減少すれば、年金額を減少させる仕組みとなる。このスライド調整率とは、少子化による年金保険加入者の減少と、高齢化による平均寿命の伸び率を算定式に加え、前者を〇・六％、後者を〇・三％として、合計〇・九％をスライド調整の「特例期間」（二〇〇四年～二〇二三年の間）毎年マイナスさせる、ということである（なお、一人当たり賃金の伸び率は景気の変動等の影響をかんがみ、三年平均値をスライド指標とし、スライド調整率に影響する公的年金被保険者の変動率についても三年平均値を使用する、としていた）。

新規裁定者の場合は、手取り賃金が増えれば、そこから〇・九％が差し引かれる。既裁定者（すでに年金を受給しているもの）は、消費者物価上昇があっても、マクロ経済スライドで〇・九％削減されるから、仮に一％の消費者物価上昇率になっても、わずか〇・一％しか上がらないということになり、年金の実質価値は維持されない。留意したいのは、この「マクロ経済スライド」における調整の基準（「手取り賃金の上昇率」と「スライド調整率」）は、厚生年金にも国民年金

にも適用されることである。

国民年金の場合、従来は政策改定とされていたが、これも厚生年金と同じ基準で引き下げられる。国民年金の老齢年金平均受給額は、〇二年度（平成一四年度）で、全体では五万二九一円、新規裁定分では五万三八〇九円であるが、厚生年金等の受給権がない者、および旧国民年金の受給者の合計は四万六〇七三元である。（社会保険庁『平成二二年度事業年報』。「マクロ経済スライド」により、国民年金のみの層では、四〇年加入のモデルでの六万六二八〇円は五万六九五〇円に低下し、月四万六〇〇〇円の層は実に三万九〇〇〇円に低下するのである。

なお、「マクロ経済スライド」は賃金や物価が下落している場合は適用しない、などといっているが、それは、〇・九％のマイナス分は適用しない、というだけのことです。賃金下落、物価下落分があれば、その分は引き下げられるのである。すでに消費者物価の下落を理由に、年金受給者の年金額は〇三年〇・九％、〇四年〇・三％下げられた。さらに、〇五年にもマイナス〇・二％下げるとの予定で、そのうえ二〇〇〇年～二〇〇二年の三年間分（マイナス一・七％）まだ積み残されているとし

て、〇六年（〇・五％）、〇七年（一・二％）削減させる予定であるとされる。

要するに、賃金・物価が上昇した場合でも、それらが下落した場合でも、年金の給付額は引き下げられるのである。日本にナショナル・ミニマム（国民的最低限）の思想や制度が完備していないなかで、年金水準が最低生活水準に満たない高齢者・年金受給者は多いが、その層を含めて年金額は下げる。これに対する高齢者の憤りはかぎりなく大きい。

2 「モデル年金」の所得代替率五〇％の維持の欺瞞

給付水準が現役時代の平均賃金との対比でどのくらいになるかを示す際、「所得代替率」という言葉が使われる。モデル年金の所得代替率とは、モデル年金額÷現役世代男子手取り賃金の平均×一〇〇で表示される。モデル年金とは、夫が片働きで、四〇年間厚生年金に加入し、六五歳から年金を受給する（妻が専業主婦として老齢基礎年金を満額受給する）というもので、一九九九年（平成一一年）財政再計算時において夫婦で月二三万八〇〇〇円の「モデル」であった。すなわち、

基礎年金に四〇年加入（当時一人六万七〇〇〇円）を夫婦が受給、老齢厚生年金四〇年加入で一〇万四〇〇〇円を受給したとの想定モデルで、現役労働者の可処分所得の約五九％に相当するとしてきた。（ただし、〇四年のモデルでは賃金下落、物価下落で、報酬比例部分一〇万九八三円、基礎年金部分一人あたり六万六二八〇円、夫婦で一三万二五六〇円、合計二三万三〇〇〇円に下がっている）。

今回の年金改革法では、「男子被保険者の平均的な賃金に対する比率が百分の五〇を上回る」となるような給付水準を将来にわたり確保するものとする（改正法案附則）とあり、給付水準は「モデル年金」では現行五九・三％から下限は五〇％となるが、それ以下には下げないというのが「百年安心」の今ひとつの理屈であった。

ところが、これも欺瞞であった。年金改革のシミュレーションでは、賃金が二・一％上昇することを前提している。現役世代の平均賃金が上がると、所得分配率の分母は増え、分子のモデル年金額が上がらなければ、モデル年金の所得代替率は大きく下がる。〇四年一〇月から実施されると、モデル賃金での所得代替率五〇・二％を維持できるのは六五歳

時点のみで、現在四五歳の国民は、七五歳時点では~~五~~木％、八五歳時点では四〇・五％に低下する。

前述の参議院本会議での小池晃議員の質問はこの点を明確にさせたが、厚生労働省当局は、追及がなければ、都合の悪いデータは公表せず、出生率などは法成立後に発表された。「後だしジャンケン」（『東京新聞』〇四年六月二日付）「情報隠しのオンパレード」（『朝日新聞』〇四年六月一日付）と批判されている。

公表された厚生労働省の試算では、五〇％を維持するのは六五歳時点だけであることがわかった。すなわち、新規裁定者の年金は賃金上昇率からスライド調整率（マクロ経済スライド）が削減され、既裁定者の場合は物価上昇分からスライド調整率が削減される。既裁定者は賃金スライド分がないから、現実には賃金と物価の両面から調整されるため（給付水準の基準となる平均賃金は賃金上昇で高くなっていくのに、給付額は物価上昇分だけの伸びに抑制される、という意味）、年金の実質価値はさらに低くなる。五〇％は下限で「百年安心」などと宣伝してきた政党（公明党）は、どのような責任をとるのであろう

か。

四 年金制度の「一元化」とは

何を意味するのか

今日の公的年金制度の最大の問題は、年金制度の空洞化である。厚生年金・国民年金を包括する保険料の未納者、未加入者、滞納者、脱退者などの激増は、公的年金制度への不信もあるが、長期不況、リストラ、雇用不安（完全失業者・非正規雇用・フリーターの増加）、自営業者の経営の困難などによる低賃金・低所得、無所得層の増加、年金保険料を支払えない層の増加が原因である。

市場原理主義による構造改革、労働市場の悪化という状況こそが保険主義的運営を掘り崩しているという現状を直視すべきである。今回の改革法は、保険料抛出自義とその基準（基礎年金受給には最低二五年間という長期の加入期間を必要とするなど）をなんら変更せず、免除制度や猶予制度の拡充として事態を糊塗しつつ、保険料水準をさらに引き上げるという根本的問題点がある。

このような状況のなかで、政府・与党の改革法案提起を契機に、労働組合では連合、全

労連、年金者組合、政党では民主党、日本共産党などからあいついで税方式の「最低保障年金」の構想が出された。なお、財界も経済同友会などが年金改革案を提示している。

野党でみると、民主党、日本共産党がそれぞれの構想を提案している。日本共産党の最低保障年金の提案は、いちじるしく低額な国民年金の改革から始めるところに特徴がある。無拠出で当面五万円を支給し、現在の国民年金受給者には、現行受給額の五〇％を支給する、という案である。たとえば二万〜四万円の国民年金受給者は、最低保障年金五万円に保険料納入額に相当する一万〜二万円を上乗せ、満額年金（現行六万六〇〇〇円）の国民は五万円に三万三〇〇〇円を上積みし、八万三〇〇〇円とする案である。なお、財源は消費税ではなく、道路特定財源の一般財源化、歳出削減、大企業優遇税制の見直し、所得税最高税率の引き上げに求めている。年金者組合（八万円）、全労連（七万円）よりは低額であるが、当面の政策として、居住要件による無拠出の最低保障年金を要求していることは明確である。

また、民主党の「最低保障年金」案は、所

得比例年金の補足としてそれを提唱していることに、特徴がある。保険料による所得比例年金―税による最低保障年金の構図は一見スウェーデンにおける一九九九年年金改革に類似した提案であるかのようにみえる。しかし、詳細に吟味すると、その本質はまったく異なっていることがわかる。すなわち同党の法案「高年齢等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本改革を推進する法案」の第五条では、「公的年金制度は、すべての国民が加入する単一の制度とする。二. 公的年金制度は、すべての国民が、所得又は報酬に応じて保険料を納付し、一定の年齢に達した場合等に、所得等比例年金及び最低保障年金の給付を受ける制度を基本とする」とあり、最低保障年金は「所得等比例年金の受給額が一定額に満たない場合においてこれを補足するための年金」として位置づけられており、主役は所得比例年金である。「最低保障年金」の水準は現行基礎年金水準程度、財源は目的消費税（当面三％程度）としている。

民主党案第一条二項には「年金制度改革の実施後に保険料が納入された期間に対応する所得等比例年金及び最低保障年金が支給さ

れる」という文言がある。

衆議院厚生労働委員会において、与党（自民党・公明党）側委員による「納付された期間に対応する」とは最低保障年金に係わるのか、との質問に、民主党委員は「当然係わります」と答え、さらに旧制度の未加入者は新制度に加入した以後しか対象にならないと明言している。しかも新制度の加入者が満額（月額六万六〇〇〇円程度）を受給するのは、四〇年の加入期間である、とし、加入期間一年のものは満額の四〇分の一の最低保障年金となる、とも答えている（与党側宮澤洋一、福島豊委員に対する民主党古川元久委員の答弁、『第一五九国会衆議院厚生労働委員会議事録』第一一〇四年四月一五日）。

このような民主党案は最低保障年金とはいわない。なぜならば、通常の最低保障年金とは、拠出期間ではなく、一定期間の居住要件を前提として、すべての高齢者に最低所得を保障する制度（所得のないもの、低所得者には最低水準の所得に対応する満額の年金を支給するか満額まで引き上げる）という趣旨であるからである。

民主党案にはさらに重要な論点がある。それは国民年金を含め、公的年金制度を一元化

し、所得比例年金に抜本改革する構想で、いわゆる「一元化」構想についてである。民主党は今回の年金改革において、与党案に対する対案として、「年金制度の一元化」をさかんに主張してきた。「三党合意」では、一元化を含めた年金制度の抜本的改革がうたわれたし、改革法成立後、小泉首相は七月の参議院選挙後において、年金・医療・介護を含めた社会保障見直しの協議期間を新設すると表明し、その協議期間において年金一元化、税金投入のあり方を検討する、としている（『日本経済新聞』〇四年六月一八日付）。

だが、いわゆる被用者年金はすでに所得比例年金になっている。「一元化」は共済組合間でもそれぞれの共済制度の歴史があり、共済組合全体の統合自体が現実には容易ではないであろう。ましてや共済年金全体と厚生年金との統合などは、さらに先の先であろう。

「一元化」における最大の問題は被用者年金と国民年金との「一元化」である。国民年金の主たる対象者である自営業主とその家族を所得比例拠出にさせるということは、この層に被用者年金と同様の保険料率（現行で総報酬制で一三・五八％）を負担させるということであろうか。そうなれば、自営業者は被

●人びとの暮らしと安心を支援する情報専門誌

賃金と 社会保障

▶ 定価2100円 本体2000円
▶ 年間購読料50400円(税込)
▶ 1955年9月創刊



▶ 毎月10・25日発行 (B5判/66頁)

年間購読募集!

用者年金における事業主負担部分までをも負担させられることになる。

現行の国民年金をベースとした基礎年金制度も、ある意味では「一元化」であるが、国民年金適用者の定額保険料の高さが問題になっているなかで、そのような過重な負担は不可能である。それとも、財界の主張するように、厚生年金の報酬比例部分における事業主負担をなくして「一元化」というのであろうか。

民主党は、国会審議において、低所得者層が所得比例拠出になれば、現行の定額保険料よりも安くなり、最低保障年金も加味されるという趣旨の答弁もしているが、(前出『第一五九国会衆議院厚生労働委員会議事録』第一一号)、それはどのような条件で可能になるのか、まったく不明である。

なお、「一元化」の前提として所得捕捉の課題がしばしばいわれるが、国民年金加入者には低所得者、無所得者が滞留しているから、所得捕捉すらできなかったのが真相ではないか。そうであれば、所得比例拠出による「一元化」などは観念論である。

なお民主党案は「最低保障年金」の財源を目的消費税でまかなう。消費税は、その高い

逆進性、年金目的税とはなりえない本質的性質、ムダ・浪費、環境破壊を再生産する財政の現状肯定など、多くの難点がある。「一元化」、年金目的税の主張が消費税再引き上げの世論誘導の先導役になりえることは十分予想されることである。

年金改革問題はすぐれて財政問題である。これまでの年金の国会審議において、基礎年金国庫負担二分の一への引き上げがたえず問題になりながら、今回の改革法においてもこれが先送りされたこと、さらには今回の年金改革法において膨大な年金積立金を取り崩さず、それを積み上げつつ、取り崩す時期を長期間の後に先送りしたこと、さらに積立金の市場運用が今後本格的に行われることなど、消費税率引き上げ問題とともに、年金財政をめぐる大きな論点が登場する。

「百年安心」論の背後にある隠された姿は、為政者による既得権の防衛や負担の国民への転化の仕組みの再構築にあるのかもしれない。

むすび

今回の年金改革法案に対する抗議、廃案を求める運動は大きくもり上がった。負担の強化と給付削減に対する国民の怒りは大きく、社会保険料の不正流用、積立金の株式投資による運用赤字問題などを含めて、成立後も多くの国民は納得していない。成立直後のテレビ世論調査をみると、六月七日発表のTBS世論調査では「見送ってもよかった」が七七%、テレビ朝日調査で「支持しない」が五九・六%にのぼったことなどはその一例である。筆者の居住する地域でも、年金改革(改悪)反対運動が大きくもり上がり、地域での各会連絡会が結成され、法成立後も組織が継続され、この法の問題点を明らかにする運動が継続している。年金問題は地域の運動にもなっているのである。

なお、先の最低保障年金問題と係わって、筆者はナショナル・ミニマムの観点から日本の年金制度を再構築すべきである、という意見を持っているが、この点は別の機会に論じたい。